○東北地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
栗原市金成姉歯小沢田二五番四から同市金成姉歯小沢田九番五六まで	前	一四・二三～四八・六四メートル	〇〇・一六二キロメートル
	後	一四・二三～五五・四三メートル	〇〇・一六二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	栗原市金成姉歯小沢田二五番四から同市金成姉歯小沢田九番五六まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月十三日

○関東地方整備局告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月十三日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第四百九十七号野田都市計画、流山都市計画、柏都市計画、松戸都市計画、市川都市計画、浦安都市計画、船橋都市計画及び鎌ケ谷都市計画下水道事業江戸川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月十五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十三日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
行橋市大字上津熊字二反田一四六番八から同市大字中津熊字岩田二九五番三まで	前	八・七七～一一・三四メートル	〇〇・三五八キロメートル
	後	一二・九三～一六・九四メートル	〇〇・三五九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

人事異動

内閣府

安念　潤司　飯田　泰之　江田麻季子

大田　弘子　金丸　恭文　小森　重隆

坂本いづみ　髙橋　滋　長谷川幸洋　原　英史　野坂　美穂

森下　竜一　八代　尚宏　吉田　晴乃

規制改革推進会議委員に任命する（各通）（九月九日）

法務省

（名古屋高等検察庁検事長）検事長　田内　正宏

東京高等検察庁検事長に補する　寺脇　一峰

（仙台高等検察庁検事長）同　青沼　隆之

大阪高等検察庁検事長に補する　稲田　伸夫

名古屋高等検察庁検事長に補する　酒井　邦彦

（高松高等検察庁検事長）検事長　野々上　尚

広島高等検察庁検事長に補する　辻　裕教

検事長　中川　清明

福岡高等検察庁検事長に補する　齊藤　雄彦

公安調査庁長官に充てる　黒川　弘務

倫理監督官を命ずる　稲川　龍也

（最高検察庁総務部長）同　片岡　弘

最高検察庁公安部長を命ずる　堺　徹

最高検察庁総務部長を命ずる　曽木　徹也

（最高検察庁検事）同　大場亮太郎

東京地方検察庁検事正に配置換する　松並　孝二

東京高等検察庁次席検事に配置換する　関　隆男

東京地方検察庁検事正に配置換する　長谷川　保

最高検察庁検事に配置換する　大谷　晃大

（最高検察庁次席検事）同　土持　敏裕

東京地方検察庁検事正に配置換する　山田　賀規

（津地方検察庁検事正）同　森　悦子

最高検察庁検事に配置換する　田中　素子

（旭川地方検察庁検事正）同　國分　敬一

旭川地方検察庁検事正に配置換する　秋山　仁美

（大阪地方検察庁公安部長）同　西谷　隆

横浜地方検察庁検事に配置換する　加藤　俊治

横浜地方検察庁検事に配置換する

横浜地方検察庁川崎支部勤務を命ずる

横浜地方検察庁川崎支部長を命ずる

（京都地方検察庁検事正）同

横浜地方検察庁検事正に配置換する

（福岡地方検察庁検事正）同

京都地方検察庁検事正に配置換する

（前橋地方検察庁検事正）同

福岡地方検察庁検事正に配置換する

（最高検察庁検事）同

前橋地方検察庁検事正に配置換する

（松江地方検察庁検事正兼広島高等検察庁松江支部長）同

広島高等検察庁検事に配置換する

広島高等検察庁検事の併任を解除する

（最高検察庁検事）同

松江地方検察庁検事正に配置換する

広島高等検察庁検事に併任する

広島高等検察庁松江支部勤務を命ずる

広島高等検察庁松江支部長を命ずる

（東京地方検察庁立川支部長）同

最高検察庁検事に配置換する

（最高検察庁検事）同

東京地方検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる

東京地方検察庁立川支部長を命ずる

（東京高等検察庁検事法務省刑事局刑事法制管理官）同

法務省大臣官房審議官（刑事局担当）に充てる